

令和2年白老町議会産業厚生常任委員会協議会会議録

令和2年 2月 3日（月曜日）

開 会 午後 1時30分

閉 会 午後 4時31分

○会議に付した事件

1. 第4期白老町地域福祉計画（案）について（健康福祉課）
 2. 第2期白老町子ども・子育て支援事業計画（案）について（子育て支援課）
 3. 白老町稼ぐ農業等振興助成事業補助金の創設について（農林水産課）
-

○出席委員（6名）

委員長	広地紀彰君	副委員長	森哲也君
委員	及川保君	委員	西田祐子君
委員	貳又聖規君	委員	長谷川かおり君

○欠席委員（1名）

委員	久保一美君
----	-------

○説明のため出席した者の職氏名

健康福祉課長	久保雅計君
健康福祉課主査	小川智子君
健康福祉課社会福祉士	山越大二君
子育て支援課長	渡邊博子君
子育て支援課主幹	金崎理英君
子育て支援課主査	野村規宗君
農林水産課長	富川英孝君
農林水産課主幹	三上裕志君

○職務のため出席した事務局職員

主査	小野寺修男君
書記	村上さやか君

◎開会の宣告

○委員長（広地紀彰君） ただいまより、産業厚生常任委員会協議会を開会いたします。

（午後 1時30分）

○委員長（広地紀彰君） 本日は、各計画の説明について、また、定例会3月会議を前に事業概要について協議会開催の要請がありまして本日開催することとなりました。3件ございますので効率的に進めてまいりたいと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日、協議会の説明員として、健康福祉課から久保課長、小川主査、そして山越社会福祉士が出席しております。

協議会案件は、第4期白老町地域福祉計画（案）についてであります。

本日は、この後に2案件ございます。質疑も含めましておおむね1時間以内で会議を進めてまいりたいと考えておりますので、関係各位、説明員各位にもお願い申し上げます。

それでは説明をお願いいたします。

久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） 本日はよろしくお願いいたします。

私から、第4期白老町地域福祉計画（案）につきまして、概要を含めご説明させていただきたいと思います。

資料の6ページ目なのですが、3、計画の期間の表の部分が、若干印刷が薄くて御覧になりづらい部分があるかと思えます。念のためにご報告させていただきました。子ども・子育て支援計画のところの薄いところがあるかと思われそうですが、大丈夫でしょうか。

概要につきまして、私から全般説明させていただきます。

1、計画の策定の背景としては、少子高齢化の急速な進展、核家族化、単身世帯の増加や近隣住民との関係が希薄化する中で、社会から孤立する人々が生じやすい環境となってきました。また、福祉分野では複合的な課題を抱える世帯への支援が大きな課題となっています。このような、複雑化・多様化するニーズや課題に対応するためには、福祉などの公的なサービスの充実だけは難しく、また、住民相互の助け合い、支え合い活動だけでも対応することはできません。双方が両輪となって取り組むことにより、地域福祉の推進を図ることが求められています。

次に、計画の目的でございますが、地域福祉を取り巻く環境の変化に対応するため、今までの計画を検証し地域資源を有効に活用しながら人と人とのつながりを見直し、お互いに支え合うことができる地域づくりを実現するために第4期白老町地域福祉計画を策定するものでございます。

2、計画の位置づけとしては、社会福祉法第107条の規定に基づき市町村の総合計画を踏まえ、地域福祉推進の理念や方針を明らかにするものであります。5ページの下に計画の位置づけが示されております。白老町総合計画が策定中でございますが、そちらの下位に位置づけら

れるものでありまして、白老町地域福祉計画の下に健康しらおい21計画など、白老町障がい者福祉計画、このような計画がさらに細かい部分となってあるものでございます。また、白老町障がい者福祉計画につきましては令和2年度改訂予定となっております。

3、計画の期間は6ページにもありますが令和2年度から令和6年度までの5年間としております。ほかの計画の期間の関係もありますので関連が分かりやすいように現行計画や次期計画、全計画などの関連性、更新する年度もある程度分かりやすいように示したものでございます。

4、計画の策定体制は住民の方からアンケート調査を行いまして令和元年11月にアンケート調査を行ったものであります。アンケートの内容につきましては計画案の最後なのですが、策定委員会の委員さんのご意見も1回目、2回目でもいただきながらアンケートの内容を決めましてアンケート調査したものでございます。概略につきましては以上でございます。

細かい部分につきましては、担当から説明をさせていただきたいと思っております。

○委員長（広地紀彰君） 山越健康福祉課社会福祉士。

○健康福祉課社会福祉士（山越大二君） 概要版と照らし合わせながら説明させていただきます。

第2章、地域福祉を取り巻く現状と課題というところで8ページを御覧ください。(1)、人口の推移です。第3期を策定した段階では平成27年度9月末では1万8,069人であったのですが、令和元年9月末で1万6,687人となっております、4年間で1,382人の減少がございました。(2)、年少者数(ゼロ歳から14歳)の推移は、8ページの(2)にございますとおり、減少しているのですけれども、ここ数年、年間の出生児数が60人前後となっている現状でございます。(3)、65歳以上の推移で9ページの上段にありますとおり、若干の増加、274人の増加が平成27年度と比べてあるのですが、将来推計で、白老町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと総合戦略から見ていきますと、今後は65歳以上の人数は減少傾向になるとなっております。(4)、要介護認定者(要支援者を含む)の推移となっております。昨年9月末現在で1,465人の方が認定を受けております。こちら先ほど説明した(3)の65歳以上の人口が減少になりまして、それに伴って今後も少なくなっていくのではないかと予測されております。(5)、障がい者数の推移でございます。10ページを御覧ください。障がい者数の推移といたしまして、区分としては身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者で手帳を取得されている方の人数を示しております。ここ数年で身体障がい者の方の手帳の取得者数が400人弱で減っていること、知的障がい者の方に関してはほぼ同数で推移しており、精神障がい者の方の手帳取得者の方も10人くらい減っておりますが、ほぼ同数で推移している状況となっております。(6)、生活保護世帯の推移です。10ページの下になるのですが、平成27年度と比べると24世帯減の40名減となっております、ほぼ同数、もしくは人口減に伴う減少傾向となっております。

こちらの数値を踏まえまして、久保課長からも説明があったとおり、第1回、第2回の策定委員会の中でのアンケート調査、質問内容等を検討して、11ページからですが、アンケート調

査を行いました。こちらは調査期間として、昨年の11月8日から11月22日の金曜日まで2週間行いまして、町内の500人無作為で抽出してアンケート調査を行ったところ、229名の方からのご回答をいただきました。回収率が45.8%となっております、前回の第3期のアンケートよりも9%ほどアップしております。こちらだけの数字からみて地域福祉に関心を持たれている町民の方が少なくても多くなってきているのかということで、大変うれしい限りでございます。

12ページを御覧ください。性別、年代、職業を教えてくださいということになっておりまして、記載のとおりとなっております。13ページは世帯構成、お住まいの地域、お住まいの地域の下に年代別の内訳ということでクロス集計をしております。どの地区のどの世代の方がご回答いただいたかということを目で見分けるようにしております。14ページです。回答するに当たって、白老町に何年住んでいますかというご質問もしました。一番多かったのは30年以上で112人、回答いただいた過半数の方が30年以上白老に住んでいる方となっております。15ページは、町内会に加入していますか、ということで、加入している方が8割を超えておりまして、16ページは交流です。普段交流している方の人数を教えてくださいということと、17ページですとネット環境ですとか、交流の持ち方、形態も変わってきているので、実際に会うとか、インターネットなど、どのような形で交流しているのかというのを設問内容に載せました。18ページは病気になった場合、そのときの備えはどうしていますかという設問。備えを準備していないと答えた理由とか、そのようなものを記載しております。問13は地震などの災害にあったときということで、過去の震災等を踏まえて、そういったとき避難できるかできないかということも設問に載せました。19ページの災害にあったとき、こちら支援の取組はどういったものかというのを町民の方からご回答をいただいています。20ページです。上段に生活の中で悩んだり、困ったりしたときに相談できる人がいますかということで、どういった方に相談しているか。一番下には、いないと答えた方がどのように悩みを解決しているのかというものを記載しております。21ページです。ボランティアや地域の活動に参加していますかということで、大体6割の方が参加している、参加したことがあるという回答を得ております。下にはその内容に関して詳細に記載しております。22ページです。今後ボランティア活動に参加したいと思いませんかということで、あまりしたくないという方が半数となっております。少々意外だったというところがありまして、その世代別の回答をクロス集計で記載しております。問21、問22に関しては、地域の福祉を充実させていく上で行政、地域住民の関係はどうあるべきか、その活動を充実させるためにはどうしたらいいかということに記載しております。

25ページです。第3章、これまでの取組とし、主要課題といたしまして、26ページです。第3期地域福祉計画を振り返って、第3期に掲げました基本目標に対して、どういった取組内容が行われたかということに記載しました。

基本目標1は、人に優しいまちづくりとして、(1)、福祉教育の充実、(2)、出会いの場、話し合いの場づくり、(3)、活動拠点の整備、(4)、移動制約者への対応、(5)、生活困窮者

への対応、(6)、子育て支援の充実、というものを掲げまして、主な取組を行いました。それに関しまして、(1)、(2)、(3)と下に、取組内容として記載しております。28 ページ、基本目標 2、住民自治・住民主体のまちづくり活動として 3 つ掲げました。(1)、町内会活動の活性化、(2)、小地域ネットワークの充実、(3)、地域福祉を推進する人材の確保と育成となっております。29 ページ、基本目標 3 です。“住民・行政” みんなで支え合うまちづくりとして、(1)、相談支援体制の充実、(2)、地域福祉における連携体制づくり、(3)、NPO・ボランティア等の活動促進、(4)、防災・防犯対策の充実、として目標を掲げ、様々な取組を行ってきました。

31 ページの概要版では、3、計画の理念と目標となっております。今回の基本理念としては 32 ページを御覧ください。これからのまちづくりは、子供から高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らしせるような仕組みをつくり、それを維持させていくことが求められています。そのためには、様々な生活課題について住民一人一人の努力(自助)、住民同士の相互扶助(互助)、介護保険に代表される社会保険制度及びサービス等(共助)、公的機関による体制やサービス(公助)の連携によって解決していこうとする取組が必要です。制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人のつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係や仕組みづくりを行っていくことといたします。

その下の図として、総合計画の中でも掲げられている、思いやり、支え合い、みんなが元気で暮らせる健幸のまちといたしまして、基本目標には掲げているのですが、みんなで支え合う仕組みづくり、共生の人づくりとまちづくり、福祉サービス向上のための仕組みづくり、こちらを目標に掲げて展開をしていこうという次第です。33 ページが基本的視点で、今、文章の中にありました、自助、互助、共助、公助、の説明が書かれています。34 ページには、今回の基本目標として、基本目標 1、みんなで支え合う仕組みづくり、基本目標 2、共生の人づくりとまちづくり、基本目標 3、福祉サービス向上のための仕組みづくりということで、その内容が記載されております。

概要版を見ていただきたいのですが、基本目標の 1、みんなで支え合う仕組みづくりということで、地域の実情を理解した町民や社会福祉協議会をはじめ、地域の事業所・団体、ボランティアなどへ呼びかけて、ネットワークを形成し、地域の実情に即した効果的な支援策を展開します、となっております。これから説明いたしますが、施策の展開としては 4 つ掲げておりまして、①、地域福祉を担う人材の確保と資質の向上、②、地域福祉ネットワークづくり、③、地域のつながりの強化、④、災害時に備えた地域支援体制の構築となっております。基本目標 2 の、共生の人づくりとまちづくりでは、年齢や性別、障がいの有無などに関係なく、同じ地域に住む人同士が知り合い、支え合う意識を自然に育むことができるような地域での交流の場・機会づくりを進めていきます。施策の展開としては 3 つ掲げまして、①、ボランティア活動の推進、②、切れ目のない子育て支援の強化、③、ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進となっております。基本目標の 3、福祉サービス向上のための仕組みづくりといたしまして、

地域における様々な福祉ニーズを的確に把握するとともに、支援を必要とする人が地域の中で安心して自立して生活できるよう、適切なサービス利用につながる情報提供や、切れ目のない横断的な相談体制の強化、権利擁護の推進、福祉サービスの質の向上に取り組みますといたしました。施策の展開として4つ掲げまして、①、相談支援体制の強化・充実、②、権利擁護体制の推進、③、移動制約者への移動手段の確保、④、生活困窮者等の生活保障と自立支援となっております。

再度、後半で内容については説明させていただきます。

36 ページをお開き願います。今説明した基本目標と施策の方法となっております。実際の展開内容は37 ページ以降に記載しております。

38 ページを開いていただきまして、第5章、施策の展開で、(1)、地域福祉を担う人材の確保と資質の向上ということで、今回の計画で前回と少し変わったところは、現状と課題を記載しました。現状と課題はもちろんアンケート調査も踏まえた中で今後の方向性を下段に分けて記載しまして、39 ページに町民等が意識すること、取り組むこと。また、地域全体で取り組むこと、行政が取り組むことということで、視点、視点に合った取組が明確に分かるように掲載をさせていただいております。

40 ページは地域福祉のネットワークづくりで、下段に全ての人への地域包括ケアの構築ということで、国等も地域包括ケアというのが2025年までに体制づくりを各市町村にということできております。さらにその先を見据えて、地域共生社会ということで地域包括ケアの中ではとりわけ高齢者の方々を視点に置いて考えていたのですけれども、高齢者だけではなく全ての人、障がい者も子供ももちろんそうなのですけれども、そういった方々への包括ケアも構築していかなければならないという方向性が出ているので、前回よりもやや進んだ形で掲載しております。42 ページは地域のつながりの強化というところで、まちづくりの中で地域のつながりの強化というのも必要になっております。ここでは下段の方向性にもあるように、子供の見守り活動の充実ということで、登下校の見守りですとか、そういったものをより充実させていくことを記載しております。44 ページです。災害時に備えた地域支援体制の構築ということで、一番上にも記載しているのですけれども、北海道胆振東部地震、身をもって体験・体感した災害が起きました。これを風化させることや忘れることなく、防災意識が高まっている今こそ整備していったらどうかということに記載しております。46 ページです。基本目標2、共生の人づくりまちづくりという目標を掲げまして、(1)、ボランティア活動の推進を載せました。アンケート結果からもあったように、約過半数の方がボランティア活動に興味がないとか参加したくないというところで、少々残念な結果ではありました。この計画自体を社会福祉協議会が今作成している地域福祉実践計画にも反映されていくということで、ボランティア活動についていま一度啓発等をしていただきたいということで、行政が取り組むことと47 ページにも書いてありますが、社会福祉協議会と連携してボランティア活動の活性化、もう10年前、20年前から世間では言われているのですけれども、いま一度体制づくりを社会福祉協議会にも

お願いしていきたいと考えております。48 ページです。(2)、切れ目のない子育て支援の強化ということで、こちら先ほどの統計からもあったように、年間に生まれるお子さんの数が 60 人前後で推移しておりまして、このままいきますと各統計からも出ているように、白老町も人口等もそれに応じて減っていくものですから、より子育てしやすい環境を整えるということで、新しく入って来られる方ですとか、子供を育てやすい環境をつくることでお子さんの数も増えていくような展開も必要ではないかということで方向性に記載しております。50 ページです。

(3)、ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進で、バリアフリーに関しては 1990 年代くらいから段差解消ですとか、スロープですとか、そういったものを取り入れて、誰もが利用できるよということではありました。バリアフリーの考え方が、高齢者ですとか障がい者の方を対象にして、そういった段差解消というのがあったのですが、ユニバーサルデザインという部分での考え方としては、今回の北海道の第 4 期の計画にもあったのですが、全ての人が利用できる、利用しやすいものにする事で高齢者や障がい者の方に限定したものではなく、そこに住んでいる地域住民の方が使いやすいものをつくっていくことが大切ですよということが書かれていました。代表的な例といたしましては、駅の改札は狭いと車椅子の方は通れないのですが、車椅子の方が通れる幅で設置されていれば、どこを通っても車椅子の方は利用できて、私たちもちろん利用できるという考え方がユニバーサルデザインの考え方となります。そのような考え方をこれからの地域福祉の中で、ハード面の部分からも考えていく必要があるよというところで記載しております。

52 ページ、基本目標 3、福祉サービス向上のための仕組みづくりとなっております。(1)、相談支援体制の充実で、相談支援体制を町で考えていきますと、地域包括支援センターを直営で運営しておりまして、障がい者ですと基幹相談支援センターを平成 30 年 4 月より設置しております。障がい者や高齢者に対応した、もちろん子育てもそうなのですが、相談機関はあっても、その方々だけではなく家族の支援だとか、求められるニーズや相談ニーズも多様化してきています。各相談機関の充実ももとより、連携も充実していき、一人で対応するのではなく、様々な相談機関が一体となって相談できるような体制が必要であるよということを記載しております。54 ページ、(2)、権利擁護体制の推進となっております。こちらは、成年後見ですとか身上監護といった部分で立場の弱い方の権利擁護の部分に関して、現在、高齢者であれば地域包括支援センター、障がい者は健康福祉課で相談支援を行っています。それ以上に現在も相談とかいろいろございますので支援体制を強化していくことが記載されています。56 ページです。

(3)、移動制約者への移動手段の確保で、元気号やデマンド交通、高齢者や障がい者への移動困難者への支援等をより充実させていくよということを再度記載しております。58 ページです。

(4)、生活困窮者等への生活保障と自立支援で、生活困窮者への支援では、生活保護の窓口の健康福祉課で窓口相談を行っています。福祉事務所が白老町にはございませんので、実際の生活保護のケースワークを担当している胆振振興局と連携を行うとともに、生活保護に至らなくても、仕事がなくでだとか、様々な理由で生活困窮になっている場合は、私どもで相談を受

けて相談窓口への連携等を今後していくということを記載しております。

概要版を御覧いただきます。最後の4、計画の推進・管理体制で、この計画を推進していくに当たっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していきます。本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくため、本計画と関係する具体的な取組を明記した個別の計画の評価において、総合的に地域福祉の進捗状況を評価し、見直しを行い、本計画の推進につながるよう努めていくことといたします。こちらは62ページに同様の内容を記載しております。

64ページには、第7章、資料といたしまして今までの経過、前段階では1月の第4回の策定委員会まで終了しております。今後行われるパブリックコメントも踏まえて、3月に第5回の策定委員会を行いまして、最終案をまとめていく次第となっております。

○委員長（広地紀彰君） それでは、ただいま説明が終わりました。

この件に関わって、何か質疑お持ちの委員はいらっしゃいますか。いらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

長谷川委員。

○委員（長谷川かおり君） 40ページに、(2)、地域福祉のネットワークづくりということで、施策の方向性で全ての人への地域包括ケアの構築として、2025年までに国では行ってくださいと出ております。現在もいきいき4・6には健康福祉課と高齢者介護課がありますし、先ほどお話がありましたように一人の問題だけではなく、それを取り巻く家庭などの問題もあるということで、国とは2025年までとっていますが、現在でも連携しながら、問題に対して解決に向かっていくということよろしいのでしょうか。

○委員長（広地紀彰君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） 長谷川委員がおっしゃるとおりなのですが、一つの家庭で問題が2つ、3つあるというケースが意外に多くあり、その辺は横の連携を取りながら、子供の問題があれば子育て支援課とも連携をするということもあるため、その辺の連携を取りながら対応しています。いわゆる8050問題もありますが、実際に息子さんがひきこもりでお父さんが亡くなってしまって、その方の年金でお母さんと暮らしている状況の方もありまして、亡くなったらどうしたらいいのか、そのような相談もあります。実際に世の中でいわれていることが我がまちでも少しずつ表面化してきているということもあります。課ばかりでなくグループでも横の連携をとる必要もあります。また、ケースによっては対応会議を開いて対応しているところですので。計画があるなしに関わらず業務としてしなければならないことですので進めているところであります。ここに記載することでさらに推し進めるということにもなりますので、今もしているのですけれども、もっとアンテナを立てながら、他課から聞いてきた情報もあり、そういう面も含めてやっていきたいというところであります。

○委員長（広地紀彰君） それでは、ほかの委員から何かございますか。

及川委員。

○委員（及川 保君） 冒頭の説明の調査結果の中で、山越社会福祉士から概要の説明がありました。その中で46ページの共生の人づくりとまちづくり、ボランティア活動の推進というところで、冒頭では少々意外だったという話もあったのですが、私もアンケートの内容は十分承知しています。問の中にボランティア活動に参加する考えはありますかのような設問があったのです。私自身はボランティア活動をしているのだけれど、どんどんどんどん高齢化して、その仲間もすでに高齢化して90歳近くなったりしてもいまだ活動している人がたくさんいるのです。その中であって、したくてもできないという方がどんどん増えていく状況になっているのではないかというのは感じたことなのです。その辺りは、意識はあっても参加には結びつかない。ボランティア活動をしたくても自分自身の体のこともあって、さらになかなか取っつきにくいのもあるのか、自分の経験からすると、今まで続けてきた人たちは80歳を超えても、一生懸命頑張っておられる方もいます。ところが限界ですとやめていく方もおられるので、そういうことを考えると、災害のあったときに横のつながり、隣同士だとかのつながりを考えたときに、町内会の仕組みというのは本当に大事なのではないかと感じます。その辺りをしっかりとこれから進めていってほしいと思うのです。それが抜けてしまうと厳しい状況になっていくと思いますので、その辺の考え方をお聞きしておきたいと思います。

○委員長（広地紀彰君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） ただいまの災害時の支援の関係でございます。こちらは民生委員が今回改選になりまして、民生委員を通して要支援の同意書をいただくということもしています。そういうことも踏まえて少しずつ裾野を広げてやっていきたいと考えています。胆振東部の地震があり、なおさらそのような動機づけとしては非常にいいのかという部分もありますので、そのようなことも考えながらやっていきたいというところであります。

先ほどのアンケートの件なのですが、回答の選択肢が、参加したい、続けたい、あまり参加したくない、無回答、ということで、実は、及川委員がおっしゃった、参加したいけれどもできないという方も多分いらっしゃって、それがあまり参加したくないというのを選んでいないかということはあると思います。それで、あまり参加したくないという方が70歳代、80歳以上という方に多いものですから、確認はできませんが、そうではないかという推測もできるものですから、次回同じアンケートを取るのであれば、選択肢としてもう1つ、参加したくない、のほかに、参加したけれどもできないということで入れておくと、そこを補足できるのかと。参加したくないわけではないけれども参加ができないのだというところがあれば、もう少し精度の高い、ご本人たちの気持ちをくんだ中でのアンケートになるのかと思われまます。今回終わってしまいましたが、次回5年後のアンケートに入れていけたらいいのかと考えているところであります。

○委員長（広地紀彰君） 及川委員。

○委員（及川 保君） 私は、もう少し設問の仕方があったのではないかという疑問があったものだから、率直な意見を答えられるような設問にしてほしかったという思いがあったので質

問しました。久保課長も現実的には分かったようで、設問にあったような参加したくないというのではなくて、別の観点から捉えてこれから進めていってほしいと思います。

○委員長（広地紀彰君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） ただいまの件でございますが、意外だったというのは、もっと参加したいという方が多いだろうと思ったのですが、回答される方が高齢の方が多かったものですから、たまたまこのような結果になったので意外だったということになったと思います。その辺我々の想定したものと違うものがありましたので、一つ勉強というわけではないですが、改めるところは改めてアンケートしていけばいいのかというところで考えたいと思います。

○委員長（広地紀彰君） では、ほかの委員方いらっしゃいますか。

森副委員長。

○副委員長（森 哲也君） 2点お伺いいたします。

1点目、アンケートについては、18歳以上の白老町民の方を無作為に500人ということで、要介護認定を受けている方や障害者手帳を保持している方に対してのアンケートというのは、今後個別計画をつくる際に行って、そちらでアンケートを取って計画に反映していくものなのか確認したいのが1点です。

50ページのユニバーサルデザインやバリアフリーの推進に関してであります。白老町においても新しい建物が増えてきていて、ユニバーサルデザイン及びバリアフリーの推進も以前より増えているのかと思うところではあります。既存の古い公共施設におけるバリアフリーの対応というのは課題だと考えており、今後のユニバーサルデザインとバリアフリーの推進をしていくということですので、新しい建物ばかりではなく、古い建物に対してどう推進されていくのか、その考え方を伺いいたします。

○委員長（広地紀彰君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） 2点目は私からお答えさせていただきます。バリアフリーの関係は、障がい者差別解消法でしたか、合理的な配慮をするというところではあります。議会でもお答えしたことがあるかもしれませんが、ある程度施設の中でもバリアフリーを進める中で手すりをつけることで通路が狭くなることがあります。その辺は建物の実態を考えながら、また、自治体で抱えている施設の数も人口減の割に多くなっているところがありますので、その辺集約するところは集約して、残す建物について改修するときに、ある程度バリアフリー改修をする必要を考えるべきだと思います。修繕の金額にもよりますので、その辺は計画的に何年度はここをします、次の年はここをしますというような形で計画的に改修していくと、残す建物が前提ということになると思います。少しでも推進していけるように、各施設を管理している課にも関係がありますので、我々だけではなく、各施設を持っている担当課と話し合いながら、財政的なものも含めて進めていくようにしていきたいと考えております。

○委員長（広地紀彰君） 小川健康福祉課主査。

○健康福祉課主査（小川智子君） 森委員の1点目のご質問でございますが、森委員がおっしゃっているとおり、来年度に計画する予定の高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の中で、要介護者そして高齢者の方への細かなアンケートを行って計画を策定していく予定かと思えます。障がい者、障がいに関しては、たまたま来年度が障がい福祉計画と障がい者の福祉計画、この2点を同時に立てますので、こちらの中で私どもが丁寧に内容を検討した上で、アンケートの作成、実施をしていきたいと思えます。こちらについては白老町の自立支援協議会の中で、委員の皆様にもご意見をいただいたり、状況を報告したりしながら、評価、策定までつなげていきたいと考えております。

○委員長（広地紀彰君） 森副委員長。

○副委員長（森 哲也君） アンケートは理解いたしました。バリアフリーは先ほどの答弁でも各施設と連携していくということで、このような考え方を広めていくことにおいて、資料の50ページにも書かれているように、福祉のまちづくりの機運の醸成を図ると書いていますので、そのようなことが重要になっていくのかと感じております。福祉のまちづくりの機運の醸成について詳しく説明願えたらと思えます。

○委員長（広地紀彰君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） 機運の機が気となっております。誤字ですみません。

こちらにつきましては、先ほど申し上げましたが、やはり役場全体の中でバリアフリー化を進めるという話をして、我々から発信していくこと、また、繰り返しになってしまうかもしれませんが、施設の管理をしていく上で、予算をある程度確保しながら改修していくことが必要になってきます。予算の管理する側とも話し合いながら、予算の枠取りですとか、計画的に進めていくように、我々からも少し問いかけをしていく。小さなことからかもしれませんがそのようなことで考え方を浸透させていければということもあります。施設を改修する際には、我々はあくまで福祉の部門であります、建物の設計なり建設課の担当がおりますので、連携を取りながら相談にも積極的に乗って、少しでも予算付けをしながら、なるべくコストは押さえながらするというのも重要です。そうすると1つできるところの予算で2つできるかもしれないですし、2年間で3つできるかもしれないし、その辺を考えながら進めていきたいというところではあります。

○委員長（広地紀彰君） 貳又委員。

○委員（貳又聖規君） こちらの福祉計画案の38ページは施策の展開ということでここは非常に大事なのです。39ページでいきますと行政が取り組むことというのがあります。これは努力目標的なものであるのかと思うのですけれども、この中に総合戦略があつて、実施計画があるのです。具体的な施策は見えないところなのです。その部分で、総合戦略、実施計画との連動、そこはどのような形で整備されていますか。

総合戦略はこのようなことを進めます。そして数値目標を立てています。総合計画ではない

です。総合戦略をつくっていますね。5カ年の実施計画など、そこが見えないとなかなかこの施策展開というところまではこの計画の中では言えないのかと。この辺の話はできているけれど、町民の身近なところにある具体的な取組というのは実施計画等の中に入ってくるでしょう。その辺の整理はされていますか。具体的な取組が入ってくるはずなのです。

○委員長（広地紀彰君） 今、お示しいただいた計画の立案に当たって整備されている範囲での答弁で結構だと思います。

小川健康福祉課主査。

○健康福祉課主査（小川智子君） 総合戦略につきましては、最終に近い校正の段階で進んでいるところだと思います。その中で、障がいの部分のKPIについては検討中でして、先ほどおっしゃっていたように、数値的な目標などをどこで見っていくのか、どこで計っていくのかというのを役場でも企画課含めて協議をしているところでございます。その中で福祉で今出ているのが、先ほどの災害時の要支援者の台帳の整備の部分とバリアフリーの部分はどう進めていくかということですので、それについてはこちらの第4期地域福祉計画の進め方と足並みをそろえているところだと思います。それから今回の行政が取り組むことが少しぼんやりしているということですが、こちらは地域福祉計画をつくる策定委員会の中でも何度かいただいたご意見です。その中で、地域福祉計画は白老町民全員の計画です。障がい者の方だけどうにかするというものではなく、地域住民一人一人が考えながら、支援を受ける人、支援を提供できる人を含めて町の中で地域福祉を、白老町の福祉を考えていくことになるので、本当に申し訳ありませんが文言的になかなか具体的などころが見えてこない部分になっているところがあると思います。そこを住民に分かりやすくアピールできるような表現をこれからも考えていきたいと思っておりますし、実践計画の中ではより具体的に進めていきたいと考えているところです。

○委員長（広地紀彰君） 貳又委員。

○委員（貳又聖規君） 行政の仕事はPDCAサイクルを回していくのが非常に大事かと思えます。この説明の中では障がい者や高齢者だけではなく、全ての町民の方々が関わることであると、65ページにある委員の皆様がいらっしゃいますが、今回の計画にはステークホルダーとして、福祉施設だけではなく、もちろん町内会も入ってくる、町内会連合会も入っておりますけれども、もっと裾野の広い、利害関係者が入ってくると思うのです。そうなると、地域福祉計画といっても、まちづくりそのものになってくると私は考えています。その中において、今白老の場合は宏友会やフロンティア、障がい者の方々に優しい地域だと私は把握しております。

よく、北海道であれば伊達市が障がい者の方々にも優しく、雇用もあるという中で、町民の方々の思いとしては、白老は障がい者の方々がとても多くて、そういった意味で優しいまちだと。すなわち共生社会を実現している。北海道の中でもトップリーダーになるくらいのもちという自負があります。その中で今、北海道内において障がい者の雇用の関係や、白老町の位置づけを教えていただきたいのです。

○委員長（広地紀彰君） 他町比較で、事業的な部分や計画で答えられる範囲でお願いします。
山越健康福祉課社会福祉士。

○社会福祉士（山越大二君） 障がい者の方の雇用の部分といたしますか、環境の部分で、先ほども障害者手帳を取得されている方が何人いてというところで、実際に施設ないしは、施設といっても北海道リハビリテーションセンターや、各グループホームで生活されている障がい者の方、そして、在宅でご家族と一緒に生活されている障がい者の方など様々います。白老町が保険者となって実際に何らかのサービスを利用されている方は、今 240 から 250 人の間で推移しております。その中で実際に雇用という部分で障がい者の方の仕事という部分になると、就労支援施設 A 型、B 型ないし生活介護、高齢者の方でいうデイサービスに似たようなものなのですが、その生活介護の中でも若干の賃金を取得されている方もいらっしゃいます。一般的に想像できるのは箸の袋詰めなど、多岐にわたります。そういった中で白老町はグループホームで、フロンティア、宏友会のグループホームを合わせると大小で 30 を超えてくるのです。100 人以上の障がい者の方がグループホームで生活しています。実際に就労する場面で考えますと、ポプリ、ななかまどのパン製造や、永楽牧場に行って A 型雇用で働いている方もいらっしゃいます。竹浦のきのこファーム、ナチュの森、そちらでもハローワークが窓口になって障がい者雇用で実際就労されている方もいらっしゃいます。そういった部分では障がい者の就労の部分では、白老町は裾野が開かれているのかと思っております。

どうしても伊達市のイメージが強いというお話が貳又委員からもありました。伊達市にはもともと道立の太陽の園がありまして、その中でそこに入っている方ですとか、その周辺でのグループホーム、施設に入っている方が、クリーニング店などで働いていて、実際に伊達市がそのようなところで成功していったというのは、まちに出て障がい者の方が働いている姿や、一緒に働く、生活をする、買い物をしている姿を見えるということで偏見といったものがなくなり、私も伊達市と同じくらい白老町でも皆さんに受け入れられていると認識しています。

○委員長（広地紀彰君） 貳又委員。

○委員（貳又聖規君） 今は第 5 次総合戦略が打ち出されていますが、国も特色あるまちづくりをする自治体に支援をしていくということで、これから地方創生推進交付金の関係もいろいろ動いてくるでしょう。我がまちは多文化共生を掲げておりますので、それは外国人云々ということだけではなく、社会的弱者の方々といかに支え合うまちづくりを白老町は実践していますので、全国の中でもかなり高い位置にあると思うのです。ここを売りにしたまちづくりの展開を望みますので、それは私の思いとして伝えます。それほど白老町はそういう強みがあると思いますので、これを推進していただきたいと思えます。

子供たちは、白老町は福祉に、障がい者に優しいまちだということを行政からきちんと発信することで、地域の誇りになると思えますのでぜひお願いしたいと思います。これに対しては特にはないです。

○委員長（広地紀彰君） ご意見ですね。ほかに特段なければよろしいですか。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 今回の白老町地域福祉計画のような計画を立てる中で、それを支えていく方々が非常に白老町には今少ないとおっしゃっていました。今日も高齢者大学に行ってきたりして、高齢者大学も毎年人が減ってきていると聞きました。老人クラブも毎年人が減ってきていると、高齢化率が45%なのにもかかわらず参加が非常に低いと、一体何なのだろうという話をしました。年金の引上げで65歳にならないと年金を受けられない。今、70歳まで働いてくださいという時代になってきて、白老町の実際のお給料をいただいている方々の平均年収は240万円と聞いていますが、全道平均と比べても80万円以上低いと。私が2、3年くらい前に聞いた数字なのですが、そのようなことを考えると、どうしても白老町の方々はボランティアをしたくても働きに行かなければ、食べていけないという現状が非常にあるのかと感じているのです。その中でこれを何とかうまく活用していくためにはどうしたらいいのかとなると、いろいろな形で行政が支援していかなければいけないのかと思います。ですから、ボランティアの質も変わってきて、有償ボランティアにするとか、NPO法人を立ち上げるための援助をするとか、または、高齢化して運転免許を返納する方が増えてきている中で、何らかの形でお手伝いしたいけれど足がなくてできないという女性の方もたくさんいらっしゃる。そうやってきたときに元気号とかデマンド交通とか、そういうもので交通手段を使ってボランティアの人を集める工夫も必要になってくるだろうと思います。

もう一つ、以前は福祉バスがあったのです。福祉バスを使って人集めをすることができたのですが、今福祉バスがなくなったので、そういう意味での人集めというのもすごく大変なのです。私は町内会長をしていますが、新年会をするにしても何をやるにしても足をどうするかというのが一番の課題なのです。高齢化すればするほどしてあげたい人はいっぱいいるのだけれど、それを支える人が減ってきているという現状がありますので、そのようなところを考えてこれをつくっていくための実施計画を、そのときにどれだけ織り込まれるのかというのを5、6年前からずっと感じていたのです。それを今回の計画の中にどれだけ具体的に落とし込めるのかと思いました。そのためには、各課の協力が非常に必要です。企画課、建設課、土木課、産業振興課とか、学校教育関係全部必要だと思っているのです。本当に福祉のまちを目指すのであれば、そういうところときちんとした連携を組めるのかということが大事だと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。それによって白老町に住んでもいいと思う人が一人でも二人でも残ってくれることを私は期待して、この白老町地域福祉計画を見ているのですけれどもよろしくをお願いします。

○委員長（広地紀彰君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） 多岐にわたるお話をいただいたので、自分の中で全部整理しきれない部分があるかもしれませんが、総合的なこととお話させていただきます。動きたくても動けない、交通手段がないということのお話でいけば、先ほどの運転免許の返納者の方に対して、これ国内的な動きでもあるのですが、運転免許返納した方に何かお返しして、交通

手段を確保できるような政策を進めなさいということを言われています。そういう中で運転免許返納した方には何らかの乗車券を差し上げるとか、具体的なものは自分の担当でない部分もあるので申し上げられないのですが、先ほど及川委員のお話の中にもありましたが、ボランティアしたくてもできない、それは西田委員がおっしゃったように足がないから、総合的に言うと足があればできるかもしれないということにつながります。そうすると高齢者の方の通う場ができる。それによって介護へ進まなくなるということにもつながると言われておりますので、その辺は先ほど西田委員がおっしゃったとおりなのですが、ほかの課との連携は今言われただけでも、運転免許の返納は生活環境課で、交通関係は企画課で、介護は高齢者介護課、これだけでもそのようなことになります。その中で各関係省庁のメニューがありますので、そのような補助メニューを活用するという必要だと思います。町としてどうするかということも考えていかなければならないですし、高齢化する中で介護が進むとか病気になるということは、そのような場に出て来られず、なおさら進んでしまうということもあります。最終的には医療費ですとか介護給付費の減少につながるような、そのような政策を打っていくことで、結局給付費や医療費が増えるということは、保険料にもはね返ってご本人たちの負担増にもなりますけれども、そうではなく町として、給付費や医療費の一部分は町の会計でみるものであります。それを抑えることで町の持ち出しが減ることにつながれば、長い目でみるとその予算は何かほかのことに使えるのではないかということになります。1年、2年で達成するということは多分厳しいと思いますが、予防医療に力を入れると、10年くらいたたないと結果は出ないと言われております。

ですので、地道なところからではありますが、政策を絡めながらやっていくことで、また、違う形で高齢者の方も元気で健康のまちというところにつながっていくのかと思いますので、広い目で見ながら連携をとって少しでも進めていくように、我々としてもほかの課にもそのような語りかけをしながら進めていきたいと思っております。具体的にない部分もありますが、それは予算取りするなり、事業化するなり、進めていくことになるかと思っております。町長も公約で上げている部分も含め、我々としてももう少し提案しながら、町長にこのようなこともできるのではないかと行っていく。やはり町の持ち出しが出てくることではありますが、その中でも最終的に先ほど申し上げたとおり、医療費が減るというようなことにつながるのであれば、最終的には皆さんに還元されることとなりますので、そのような形で考えていきたいと思っております。

○委員長（広地紀彰君） 西田委員。

○委員（西田祐子君） 力強いお言葉ありがとうございます。やはり、役場職員の方々の知恵の出どころではないかと思っておりますので、ぜひ頑張っていただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（広地紀彰君） ほかに、ご意見お持ちの方いらっしゃいませんか。

それでは、高齢者・障がい者、子育て、それぞれの課題に直面する大切な事業のマスターブ

ランとなる計画ですので、各委員、これから議員として、さまざまな議論展開をされると思います。引き続きご尽力されるようによりしくお願いいたしまして、この白老町地域福祉計画案の委員会協議会は終了したいと思います。

暫時、休憩といたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時48分

○委員長（広地紀彰君） 休憩を閉じて委員会協議会を再開いたします。

続きまして、子育て支援課より渡邊課長、金崎主幹、野村主査が出席しております。

協議会案件は第2期白老町子ども・子育て支援事業計画（案）についてであります。本日はこの後も協議会が続きますので、おおむね質疑も含めて1時間以内での会議で進めてまいりたいと考えております。関係各位のご理解とご協力を改めてお願い申し上げます。

それでは、早速説明をよろしくお願いいたします。

渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 本日はお忙しい中、委員会協議会を開催していただきましてありがとうございます。

本日は、第2期の白老町子ども・子育て支援事業計画（案）についてご説明させていただきます。この計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づく計画で、白老町の子育て支援の総合的な計画となっております。委員の皆様方にいろいろとご意見を伺いながらこの計画を成案化していきたいと思っておりますので、本日はよろしくお願いいたします。説明は私を含めて金崎主幹、野村主査でそれぞれ担当の箇所を説明させていただきたいと思っております。

○委員長（広地紀彰君） 金崎子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（金崎理英君） 第2期白老町子ども・子育て支援事業計画（案）についてご説明させていただきます。

目次の次の1ページ目を御覧ください。

第1章、計画の概要についてご説明いたします。計画策定の趣旨でございます。平成17年度から推進してきた、白老町次世代育成支援対策行動計画を踏まえながら、平成27年度から新たな計画として、白老町子ども・子育て支援事業計画を推進し、安心して子供を産み育てられるまちづくりを進めてきました。共働き世帯の増加に伴う多様な教育・保育ニーズの増加がある一方で、家庭や地域の子育ての力の低下など、子供や家庭を取り巻く環境が変化していることから、幼児期の教育・保育、地域の子供・子育て支援のさらなる充実が求められています。今後は、働き方や子育てのあり方が多様化していく中で、保護者・当事者の視点に立った子育て支援が重要と考えます。このような状況を踏まえ、5年を1期とする白老町子ども・子育て支援事業計画が令和元年度で最終年度を迎えることから、第2期白老町子ども・子育て支援事業計画を策定し、社会状況の変化に対応し、各計画と連携しながら切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

次に、計画の位置づけとしては、先ほど渡邊課長からもお話がありましたとおり、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、本町の子育て支援の総合的な計画となります。また、白老町総合計画の分野別計画として位置づけ、地域福祉計画、障がい児福祉計画など関連計画との連携を図りつつ、子供・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

2 ページ目をお開きください。計画の期間についてでございます。計画期間については、令和 2 年度を初年度とし令和 6 年度までの 5 年間とします。また、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

続いて、計画の策定体制についてでございます。(1)、子ども・子育て会議の設置。保護者・事業者・学識経験者などから構成される、白老町子ども・子育て会議を設置し、慎重な協議を重ね本計画を策定しています。最後のページに委員名簿を載せております。(2)、アンケート調査の実施。白老町に居住する保護者を対象にアンケート調査を実施し、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるかをお伺いし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。調査対象者としては、就学前児童をお持ちの保護者の方、小学生児童をお持ちの保護者の方です。調査については、令和元年 5 月 31 日から 6 月 21 日までです。回収状況は御覧のとおりでございます。就学前児童調査については有効回答率が 64.9%、小学生児童調査につきましては有効回答率が 68.8%となっています。(3)、国・道との連携につきまして、計画策定に当たっては、国や道の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら策定していきます。計画の概要については以上でございます。

続いて、第 2 章、本町の現状についてご説明いたします。白老町の人口推移についてでございますが、本町の人口は、平成 27 年の 1 万 8,193 人から平成 31 年の 1 万 6,797 人と毎年減少傾向で推移しています。年齢区分ごとの人口では、65 歳以上の高齢者は増加、一方ゼロ歳から 14 歳までの年少人口は減少しており、少子高齢化が進行しております。小学生以下児童の人口に関しては、下記のグラフのとおり毎年減少しております。

次のページをお開きください。出生数の推移でございます。本町における出生数は平成 24 年に増加傾向となりましたが、それ以降は減少傾向となっています。合計特殊出生率の推移について、下のグラフを御覧ください。白老町の平成 23 年から平成 27 年の合計特殊出生率を国や北海道と比較すると、平成 25 年からは大幅に低い水準で推移しています。続いて、女性の就労の状況についてでございます。下のグラフを御覧ください。白老町における女性の就労状況を北海道平均と比較してみると、25 歳から 29 歳及び 45 歳から 49 歳、55 歳以上の年齢では北海道より低くなっています。また、20 歳から 24 歳、30 歳から 44 歳と 50 歳から 54 歳の年齢では、北海道より高い就労率となっています。次に、将来人口推計です。令和 2 年から令和 6 年までの人口推計値でございます。下の表のとおり、総人口、年少人口ともに減少傾向にあり、計画最終年の令和 6 年には総人口が 1 万 4,582 人、年少人口が 965 人と見込まれます。

以上で、本町の現状についての説明を終わります。

○委員長（広地紀彰君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 第3章、第4章につきまして、私からご説明申し上げます。第2期計画の計画案の前に、第1期計画の検証について若干触れたいと思います。資料編になりますけれども、37ページを御覧いただきたいと思います。各施策の進捗状況が載っております。その中で、40ページをお開きください。各子育て支援サービス提供の進捗状況です。町内の保育園・幼稚園等の認定こども園への移行状況について載せてございます。表の下に年度ごとに移行状況を載せております。新制度が始まった平成27年度は、小鳩保育園、28年度にさくら幼稚園、29年度に緑丘保育園、30年度に海の子保育園が認定こども園へ移行しました。移行してそれぞれ教育認定、保育認定の受入れ定員を設定しております。町立保育園、はまなす保育園につきましては、保育所として運営しております、保育認定のお子さんをお預かりしているという状況でございます。計画値に対する実績値は、令和元年度の実績を御覧いただきたいと思います。1号認定と書いてある教育認定の部分は、計画が95に対し実績としては75、2号認定につきましては168の計画値に対して139、3号認定のゼロ歳児は26の計画値に対して23の実績値ということで、実績値が計画値を下回っておりますが、丸幼実績と定員越えの第2群幼というものがございまして、この第2群幼で現在対応している状況でございます。そのほかのサービスについては、計画値より実績値が少ないサービスについては、41ページに載せております地域子育て支援拠点事業、(3)、一時預かり事業、在園児対象とする一時預かり事業、そして、44ページに載せてあります(10)、病児・病後児保育事業です。42ページに掲載しております(6)、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブの低学年）につきましては、事業実績が計画値を上回っております、働く親が増加していることが影響しているのかというところで検証しております。

それでは、第2期の計画案についてご説明したいと思いますので、6ページにお戻りいただきたいと思います。

計画の基本的な考え方で、基本理念です。平成26年度に策定した第1期計画では、平成17年度に策定しました「白老町次世代育成支援行動計画」の基本理念を継承いたしました。第2期白老町子ども・子育て支援事業計画については、現在策定中の第6期白老町総合計画の基本方針に、「思いやり、支え合い、みんなが元気で暮らせる健幸のまち」を基本理念として各施策を推進してまいります。

7ページで、基本目標と基本施策の体系図でございます。基本目標は8項目、基本施策は記載のとおりとなっております。その中で、基本目標5、子育てを支援する生活環境の整備と安全確保は、第1期計画では別々の項目でしたが、第2期計画では生活環境の整備と安全確保を一つにまとめました。新たに基本目標8、子供の権利保障の推進を追加し、子供も一人の人間として人権が認められる、利権を表明する権利が守られる等の施策を展開していきます。また、基本目標7、支援を必要とする児童への取組の推進では、法律や大綱が制定されまして施策の展開が求められています。(4)、子供の貧困対策の推進を新たに加えております。

8 ページ、第4章、施策の展開です。施策の展開につきましては、それぞれの考え方と具体的な事業名をそれぞれ載せてございますので、両方見比べながら御覧いただきたいと思っております。基本目標1です。幼児期の教育・保育の充実については、(1)、保育園・認定こども園のニーズ量に応じた提供体制を確保していくとともに、(2)、教育・延長保育、一時預かり事業、障がい児保育など、ニーズに応じた特別保育事業を引き続き実施してまいります。基本目標2、地域における子育ての支援、(1)、地域における子育て支援サービスの充実では、町内に2カ所ある地域子育て支援拠点において、子育て中の親子の交流、子育て相談等を実施するほか、ファミリー・サポート・センター事業や放課後児童クラブ等を実施して仕事と子育ての両立を支援するなど、ライフスタイルに合わせた多様な支援や相談体制の充実を図ります。(2)、子育て支援のネットワークづくりでは、子育て世代包括支援センターにおいて関係機関の連携を図るほか、子育て情報に関する情報のウェブサイトを構築します。

次のページ、基本目標3、親子の健康の確保と増進。(1)、子供と母親の健康の確保では、妊婦健診や新生児全戸訪問、乳幼児健診等を実施して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない母子保健事業を推進してまいります。(2)、思春期保健対策の充実では、心身の成長が著しい思春期の子供に、心身の健康に関する正しい知識の普及と、生命の尊さや妊娠・出産・育児に関する正しい知識を学ぶ保健対策を推進してまいります。(3)、食育の推進では、子供の健全な成長を支えるために必要な望ましい食習慣を身につけるための学習を、学校や保育園等で推進してまいります。

次のページ、基本目標4、子供の健やかな成長を支える教育環境の整備です。(1)、次世代の親の育成では、子供を産み育てることの意義を理解し、家庭の大切さを理解できるように保育所等での交流授業や学校教育などで啓発事業に取り組みます。(2)、生きる力の育成に向けた教育環境の整備では、次代を担う子供が個性豊かに生きる力を育成することができるように、確かな学力を身につけ、豊かな心と健やかな体を育てていくため、道徳教育や相談体制等を充実していきます。次のページ(3)、家庭や地域の教育力の向上では、子育ての悩みや不安を抱えている親に対し、育児相談や必要な情報を提供するために訪問型家庭教育支援事業を推進するほか、地域も子供を育てるという意識を持つために、互いに連携・協力する取組を推進します。(4)、児童の健全育成では、社会性や他人を思いやる心を身につけるほか、喫煙や飲酒などの非行を未然に防止するための活動を推進します。

次のページ、基本目標5、子育てを支援する生活環境の整備と安全確保。(1)、安全・安心な生活環境の整備では、子育て世帯が安全・安心に生活できるよう、良質な公営住宅を提供するほか、公園の整備、道路や公共施設等のバリアフリー化を推進します。また、交通安全標識、防犯灯や街路灯を整備して安心して外出できる環境づくりを推進します。(2)、子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進では、子供が犯罪に巻き込まれないよう、パトロール活動などを行い地域全体で防犯体制を強化するほか、スマートフォン等のアウトメディアの取組を推進します。(3)、被害に遭った子供の保護の推進では、児童相談所や青少年センターなどの関

係機関が連携して相談体制の充実を図ります。

次のページ、基本目標 6、職業生活と家庭生活との両立の推進。父親も母親も家庭と仕事との両立が図られるようハローワーク等の関係機関と連携して、両立のための制度や育児休業などについて広報啓発するなど、(1)、多様な働き方の実現及び働き方の見直し、(2)、仕事と子育ての両立を推進してまいります。

基本目標 7、支援を必要とする児童への取組の推進。(1)、児童虐待防止対策の充実では、児童虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うために、要保護児童対策地域協議会を中心として対応してまいります。(2)、ひとり親家庭への支援では、一般世帯に比べ低い所得水準となっているひとり親家庭に経済的支援や就業支援を行い、自立と生活の安定を促進します。(3)、障がい児施策の充実では、障がいのある子供や発達に遅れがある子供が必要な支援を受けられるよう相談窓口の充実と、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、総合的に支援を行うほか、医療費助成や特別児童扶養手当などの経済的負担の軽減を図ります。(4)、子供の貧困対策の推進では、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されないように、子供が安心して過ごすことができる居場所づくりや教育・保育を受ける機会の保障、家庭への経済的支援や自立支援に取り組みます。

次のページ、基本目標 8、子供の権利保障の推進、子供の意見表明や参加などの経験を通して自立した大人へと成長するための環境づくりを推進するほか、子供の人権を守るため、(1)、子供の権利についての啓発活動の推進と、(2)、子供の権利侵害への対応を進めてまいります。以上、第 3、第 4 章の説明は終わります。

○委員長（広地紀彰君） 野村子育て支援課主査。

○子育て支援課主査（野村規宗君） 第 5 章と第 6 章、私から説明させていただきます。

第 5 章、計画の目標値等、1、教育・保育提供区域の設定でございます。子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件等で、地域の実情に応じて保護者や子供が居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定めることとしてございます。第 1 期計画も同様に定めておりましたが、第 2 期計画におきましても、町内全域を一つの区域として設定するというところでございます。町内全域を一つの区域として設定した理由については、米印以下の 2 点の要因を考えてございます。

続きまして 22 ページをお開きください。2、教育・保育の量の見込みと確保の方策でございます。ニーズ量の見込みというのは、冒頭に申し上げました 5 月から 6 月にかけて行ったアンケート調査を基に、そちらからニーズ量の推計を行ってございます。その中で、(1)、保育施設の部分では、量の見込みとして、令和 2 年度から令和 6 年度につきまして、町内の認定こども園 4 園及び町立保育所 1 園の計 5 園において提供数を確保します。御覧になっていただいたとおり、令和 2 年度から令和 6 年度の計画期間においては、ニーズ量以上の確保提供量は確保できているということで、確保提供数での対応が可能だと考えてございます。続きまして(2)、

特定教育施設（幼稚園・認定こども園）の教育の認定の部分でございます。こちら町内の認定こども園4園において提供数を確保いたします。令和2年度から令和6年度の計画期間内においては、ニーズ量以上の確保提供数は確保できているということで対応は可能であると考えてございます。

次のページをお開きください。3、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策でございます。（1）、利用者支援事業でございます。令和元年7月に設置しました子育て世代包括支援センターにおきまして、基本型と母子保健型の両方の事業を一体的に実施していきます。（2）、地域子育て支援拠点事業につきましては、今後も継続して白老町子ども発達支援センター（センター型）と白老町子育てふれあいセンター（ひろば型）の2カ所で事業の展開を行ってまいります。（3）、妊婦健康診査事業につきましては、量の見込みは毎年減っていく見込みですが、今後も継続して妊婦一人につき一般健康診査が14回まで、超音波検査は11回まで、精密健康診査は必要とされるときに1回を限度として公費負担を行う予定でございます。

（4）、乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）でございます。こちらは乳児のいる全ての家庭を訪問するという事業なのですが、今後も継続して健康福祉課の保健師が家庭訪問を実施し、事業の展開を行ってまいります。（5）、養育支援訪問事業では、（4）で全戸訪問を行った際に、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問するという部分です。今後も継続して健康福祉課の保健師が家庭訪問して事業の展開を行ってまいります。訪問型家庭教育支援チームも子育て相談を行って、子育てに悩みを抱えている親の精神的な負担軽減を図ってまいります。続きまして、（6）、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）といわれるものでございます。第1期計画のときは、ニーズ量の見込みが出なかったということで、実際に利用したいという希望もなかったものですから行っていなかったのですが、今回、ニーズ量の中では若干ですが人数が出てまいりました。確保の方策として、現在白老町ではこちらを実施しておりませんので、実際ニーズが出てきた場合に計画期間内においては、実際のニーズを踏まえて検討を進めていきたいと考えてございます。続きまして、（7）、ファミリー・サポート・センター事業、小学生の預かりでございます。今後も継続して事業の展開を行ってまいります。ニーズ量の見込みも令和2年度から令和6年度の計画期間内においては、ニーズ量と確保提供数が同等で推移してございますので、確保提供数での対応が可能だと考えてございます。続きまして、（8）、一時預かり事業、①、幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）でございます。こちらは現在行っているのが認定こども園2カ所なのですが、新たに認定こども園2カ所で行っていただけるということで、計4カ所で実施を行います。こちら令和2年度から令和6年度までの計画期間内においては、ニーズ量と確保提供数は同等で推移しておりますので対応は可能であると考えてございます。②、在園児以外を対象とした一時預かり（一時預かり事業）でございます。こちらは、就学前児童のファミリー・サポート・センターでの預かりも含めてございます。こちらは現在実施しているファミリー・サポート・センター、認定こども園2園の計3カ所で一時預かり事業を実施してございます。

ニーズ量の見込みと確保提供数は同等で計画期間内推移しておりますので、確保提供数での対応は可能であると考えてございます。(9)、延長保育事業でございます。こちらは現在認定こども園3カ所と町立保育所1カ所の計4カ所、この中で標準時間を含む利用については2カ所、短時間のみの利用については2カ所で実施してございます。こちらで計画期間内でのニーズ量の見込みと確保提供数が同等で推移しておりますので、対応は可能であると考えてございます。次のページをお開きください。(10)、病児・病後児保育事業でございます。こちらは現在実施しているファミリー・サポート・センターにおいて実施をいたします。こちらでニーズ量の見込みと確保提供数は同等で推移してございますので、計画期間内の対応は可能であると考えております。(11)、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)でございます。こちらは子供の数が減っているということで、ニーズ量の見込みは若干減少の傾向になってございますけれども、町立小学校の教室3カ所、旧職員住宅1カ所の計4カ所で、白老の場合は第1、第2児童クラブと分かれておりますので、全部で5児童クラブにて実施します。こちらでニーズ量の見込みと確保提供数は同等数で推移してございますので、期間内で確保の対応は可能であると考えております。(12)、実費徴収に係る補足給付を行う事業でございます。こちらは、国の動向に応じて助成を実施していきたいと考えております。(13)、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業ということで、現在、特定教育・保育施設に必要な定員は確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられますけれども、今後、事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開していくこととしたいと考えております。

次のページをお開きください。4、教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保についてでございます。幼児期の教育・保育は、子供の人格を形成する上で基礎となる重要なものであるということから、子供の最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、教育・保育の一体的提供を推進していきたいと考えております。(1)、質の高い教育・保育の役割、提供の必要性に係る基本的な考え方と推進方策についてということで、②、推進方策では、認定こども園及び保育所は、子ども・子育て支援新制度の中核的な役割を担う施設であることから、今後も町が一定の調整機能を果たし、教育・保育の量の確保と質の充実を図っていきたいと考えております。続きまして、(2)、地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る基本的な考え方と主な事業の推進方策についてでございます。こちらにつきましましては5点挙げさせていただきました。①、切れ目のない支援、②、利用者支援、③、地域子育て支援、④、一時預かり、⑤、放課後児童クラブの5点でございます。次に、(3)、認定こども園、町立保育所と小学校との連携についての基本的な考え方と推進方策についてでございます。認定こども園・町立保育所の教育・保育と、小学校では、子供の生活や教育方法は異なりますが、子供の育ちや学びが連続していることを認識し、生活の変化に子供が対応し、幼児期の教育・保育と小学校教育が円滑に接続できるように、本町の実情に応じた連携方策を進めていきたいと考えてございます。推進体制等については記載のとおり

りでございます。

次のページをお開きください。5、子ども・子育て支援関連施策の展開でございます。(1)、産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保についてということで、育児休業満了時(原則1歳到達時)からの特定教育・保育施設ですとか、又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できる環境を整えることが非常に重要であると考えておりますので、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行っていきたいと考えております。(2)、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する道が行う施策との連携についてでございます。こちらは4点について、北海道が行う施策との連携を行い、各種施策を実施していきたいと考えてございます。①、児童虐待防止対策の充実、②、ひとり親家庭の自立支援の推進、③、障がい児施策の充実、④、子供の貧困対策の推進でございます。

次のページ、第6章、計画の推進体制でございます。子ども・子育て支援法では、市町村の責務といたしまして、下記に書かれている3点を定めておりまして、量の確保と質の改善などに取り組む必要があるとされています。ほかに、法では事業主の責務と国民の責務についても定めていますので、そちらを記載させていただいております。続きまして34ページ、2、計画の推進に向けた役割でございます。本計画を着実に推進するためには、当然法で定める責務を果たすだけではなく、町民一人一人が、地域全体で子供と子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があると考えております。つきましては、(1)、行政の役割、(2)、家庭の役割、(3)、地域社会の役割、(4)、企業・職場の役割、(5)、各種団体の役割と5点、それぞれの役割を掲載させていただいております。

最後に、3、計画の推進に向けた3つの連携ということで、それぞれが先ほどの役割を果たした上で、(1)、町内における関係者の連携と協働、(2)、近隣市町村との広域的な連携と協働、最後に(3)、国・北海道との連携、関係部局間との連携と協働を記載させていただいております。

最後の45ページをお開きください。第2期白老町子ども・子育て支援事業計画策定経過でございます。まず、アンケート調査は令和元年5月から6月に実施しまして、令和元年9月にニーズ量の見込みを作成いたしました。その後、子ども・子育て会議を2回開催しまして、今回の第2期白老町子ども・子育て支援事業計画案ができたところでございます。今後2月5日からパブリックコメントを1カ月間行いまして、町民の皆さんから意見を頂戴して、その上で最終的な案を取りまとめて、3月の子ども・子育て会議で最終調整を行って決定していきたいと考えてございます。以上で第2期白老町子ども・子育て支援事業計画案の説明を終わらせていただきます。

○委員長(広地紀彰君) それでは、ただいま説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

貳又委員。

○委員（貳又聖規君） 本当に素晴らしい計画だと思いました。きちんと分析もし、次につながる政策展開をされているということで、まさに魂の入った計画という思いで受けました。それで、この計画づくりの中で、結構オリジナリティーがあるのかと思うのです。ほかの自治体もこのようにつくり込みをしていますか。

○委員長（広地紀彰君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 今回新たに施策の中で追加させていただいたのですが、子供の貧困の部分です。これは事業計画の中に盛り込むということは別に義務付けはされてはいないのです。貧困計画については別個に単独の計画を策定している自治体もあると思うのですが、私たちは総合的な子育て支援の一つとしてこの事業計画の中に盛り込んだというところがありまして、そこがほかの自治体と違うところかと思えます。

○委員長（広地紀彰君） 貳又委員。

○委員（貳又聖規君） ほかの自治体もこのようにつくり込みをしています。過去の評価をしていますか。

○委員長（広地紀彰君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 私が見た中では、確かにされていない計画もあるかと思いますが、第2期計画は第1期計画であって、その検証をした上で新たな計画ということになりますと、その検証は載せている自治体が多いかと思えます。

○委員長（広地紀彰君） 貳又委員。

○委員（貳又聖規君） 正にそこが大事です。白老町の各課がもっと計画もそのようにならないかと思っていて、この計画はそういったことも踏まえていて素晴らしいと思います。

27 ページの延長保育事業でニーズ量の見込みというのがあります。見込みというのは具体的にどのように数値を持ってきたのかお聞きします。

○委員長（広地紀彰君） 野村子育て支援課主査。

○子育て支援課主査（野村規宗君） 先ほど、最初に申し上げたアンケート調査を行って、その中で、国で量の見込みというのは算出のための手引きというのがございます。そちらを使って数を出すと地域の実情と今までの実績と大きく差が出ることもあり得るので、第1期計画の実績も踏まえて実情により近いところをニーズ量の見込みとさせていただいております。

○委員長（広地紀彰君） 貳又委員。

○委員（貳又聖規君） こういう計画があれば、我々もどのような成果が出ているかというのを判断しやすいですし、本当に素晴らしい計画だと思って聞かせていただきました。

○委員長（広地紀彰君） ほかの委員から、質疑をお受けします。

長谷川委員。

○委員（長谷川かおり君） 一つお願いがあるのですが、10 ページに施策の展開で、子供と母親の健康の確保ということで、事業名や内容、担当課となっています。その中で、特定不妊治

療費の助成などで、子育てに関することは妊娠して気づいたときから母子手帳をいただいてという流れです。でも、この不妊治療の助成はなかなか人に言えない面もあって病院から始まると思うのです。ここにあるというところは、ウェブサイトでは厚生労働省のページから入って詳しく説明があって、病院に行って治療が始まって、それで助成があるという、そういう流れを初めての方ももう少し分かるようにしてくださると、私の娘が不妊症だとしたら母親として娘に伝え、そうして指導が始まるというそのようなきっかけづくりにもなると思います。そのようなところを配慮していただくと、いろいろな町民の方にもっと広く認識されていくのではないかと思いますので、その辺検討していただければありがたいです。

○委員長（広地紀彰君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 不妊治療費の助成についてでございますけれど、昨年子育て世代包括支援センターというセンターを立ち上げました。このセンターが子育て支援のほか、母子保健事業についても、一体的に連携して行うというセンターであります。その中で、お子さんにまだ恵まれないという方に対して不妊治療ということも併せて相談をお受けするという体制になっております。不妊治療については健康福祉課が窓口になっておりますが、すでに広報などで不妊治療費の助成などがありますということを知っているかと思うのですが、さらにもっと分かりやすい周知方法というのは、相談させていただいて実施できればいいかと思っております。今のご意見を伝えておきたいと思っております。

○委員長（広地紀彰君） 渡邊課長。今委員のお話から、まず病院から始まるのではないかと、周知経路が特殊なそういったニーズを捉えて事業展開をお願いします。

それでは、ほかの委員から質疑等ありましたらどうぞ。

及川委員。

○委員（及川 保君） 全体的に、了承しました。これは、子供の貧困、それから子供等の虐待を含めて、日本の社会の非常に厳しい状況が日々ニュース等で聞かされるので、我がまちからこのような子供たちを出さないような仕組みづくり、児童虐待防止対策の充実ということで17ページ、19ページにも載ってはいます。単に各機関との連携ではなく、何かきちんとした方策がなければ絵に描いた餅になる可能性が高いわけです。起きてしまってから反省が聞かされるのですが、なかなか後づけになってしまっていて厳しい状況が社会に蔓延しているわけです。このまちから出さないようなしっかりとした仕組みづくりをできれば進めていただきたいと思っております。このような漠然とした状況での質問なのですが、何らかの方法・方策が取られているのか、単に連携ではなく、横のつながり、縦横のつながりをしっかりと仕組みづくりをしてほしい、そのような計画であってほしいと思うのですが、その辺りの考え方についてお伺いします。

○委員長（広地紀彰君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） この2、3年の間に本当にいたましい事件、児童虐待の報道がされて聞くたびに心痛めているのですが、私どももこの白老からそのようなことが起こら

ないようにと、常にアンテナを張っています。単なる連携ではなくとおっしゃっておりますが、私どももいろいろな情報があって初めて動けるといふところがあるので、本当に細かな情報でもすぐに私たちへ連絡がもらえるような連携がすごく大事だと思っています。虐待に関してはいろいろな、それぞれの認識の差があって、本人は周りにいる人がけがをしてもあまり重要視していないという可能性もあります。とにかくそれは些細なけがでもいいので、子供に何か異変がある場合にはすぐに連絡をくださいということでお伝えしています。それは、母子保健事業の健診でそういったことがあったり、保育園とか学校とかで、子供さんと関わるなかで異変を少しでも感じたりしたら、すぐに連絡をくださいということは常にいろいろな場面で私たちも言っていますので、いろいろ情報はいただいているかと思います。

○委員長（広地紀彰君） 金崎子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（金崎理英君） 今の補足ですが、起きる前の芽を見つけるというところでは、家庭教育支援員による訪問型の相談を受けるなど、先ほど、昨年立ち上げた包括支援センターの切れ目のない子育て支援をということで、毎月定例で子供たちの様子や家庭の様子など、保健師がいろいろな家庭の環境とかを報告し合う会議があるのです。その中でそれが虐待につながるという面では、その辺からもきめ細かく見るようにはしております。

○委員長（広地紀彰君） 及川委員。

○委員（及川 保君） わかりました。今実施されていることを、各学校との連携・連絡、細かな仕組みづくりを進めて一人もそのような子供を出さないよう、しっかりと仕事をしていただきたいと思います。

○委員長（広地紀彰君） 森副委員長。

○副委員長（森 哲也君） 私から、白老町の現状について伺いたいと思います。

3、4ページなのですが、こちらで計画がスタートした平成27年度からの数字がありまして、27年からも少子高齢化は進行しているのだという現状は目に見えて分かったのですが、次のページの計画以前の年代では、出生数の推移と合計特殊出生率の推移のところで平成24年から平成25年にかけて大きく、特に合計特殊出生率の推移に関しては、全国と北海道が上昇しています。白老町はこの年を境に大きく下がってそこから推移している状況になってはいますが、この要因の分析などはどうされているのか。ここだけをお伺したいのです。

○委員長（広地紀彰君） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時37分

○委員長（広地紀彰君） 休憩を閉じ委員会協議会を再開いたします。

渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 平成25年が70人の出生数で、それ以降は60人台、現在は50人台と少子化が本当に進んでいます。それと同時に合計特殊出生率も同じように比例するよ

うな数字となっております。最近の傾向として働く母親が増えてきているのかということもすごく実感として思うのです。子供が小さなうちから働く親が増えてきている。仕事を持つ女性が増えてきているということも、このような要因につながっているのかと考えられるのと、少なくとも、若い世代の人口流出も間違いなくうちのまちは近年あるのかというところで、出産する年齢の女性の数が少なくなっているというのは確かな現状としてあるかと捉えております。

○委員長（広地紀彰君） 森副委員長。

○副委員長（森 哲也君） ありがとうございます。出生率が下がっているということですね。計画の中身についてもお伺いしますが、計画の目標値などで確保提供数は今後確保できているのだという状況は理解できました。確保提供できるのはハード面だけではなくてソフト面でも確保も大事になってくるところでありますので、そちらの対策や現状などはどのようにになっているのかをお伺いします。

○委員長（広地紀彰君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 保育士の数については、現状では利用したいお子さんを受け入れるだけの保育士の配置はできているという捉えではあります。これ以上、利用したいお子さんが増える、利用するお子さんも低年齢化が進むとなれば、保育士の数が必要になるというところで、それについては厳しい面が確かにあるかと思います。保育士を各園で配置するために、町としてはできることはないだろうかと考えておりますので、潜在保育士の掘り起こしなどをして、各園にご紹介できるような体制というのも、今後考えていけたらいいかと思います。

○委員長（広地紀彰君） 西田委員。

○委員（西田祐子君） 子ども・子育て支援事業計画の中で、父親の育児休業などはないのかどうかを伺いたいと思います。今も森副委員長が質問していましたように、どうしても白老町の出生率が低い、働く女性が多い、そういう中で母親が1人目の子供を産んだけれど、2人目の子供、3人目の子供というときに非常に負担になってくるというのは、ここでどのように考えていらっしゃるのか。34ページに家庭の役割として男女が協力して子育てを進めることが重要です、と書いてあります。35ページで、企業・職場の役割として、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを生かしながら地域活動に参画するよう促します、と書いているのですが、具体的に父親が子育てに参加するための啓蒙活動みたいなものは、どこでするのか。男女共同参画でするのか。ここでするのか。どちらなのかと思いながらこの計画を見ていました。

やはり、母親が孤立しないためにはファミリー・サポート・センターとか、行政ではいろいろ協力はしているのだけれども、現実問題として男性の子育て参加が一番重要なことであって、それを理解する職場の環境がなければだめだと思うものですから、その辺についてのお考えを伺いたいと思います。

○委員長（広地紀彰君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 少子化が進む要因として、働く母親が増えて、1人に負担

がかかってしまうと子育てと仕事と家庭との両立ということで負担がかかってしまうとやはりちょっと子供を産むということも考えてしまうということもあり得るかと思います。そのときに家庭の中で男性も育児に参加するということはすごく大きな意義があると思います。2人で家事分担などして、少しでも負担を減らすということであれば、女性も働きながら、子育てもしながら、仕事もしながらということができるのかと思います。

その周知については、男女共同参画の部分もありますので、私どもと男女共同参画の部分との連携になっていくのかと思います。そのような意識の改革というか、そのような制度がありますという周知はさせていただきたいと思います。また、職場、いろいろな企業の協力というのも当然必要になってきますので、それについては企業の担当部署にもなりますが、こういうしっかりとした制度がありますということを周知して、各企業にも周知して男性でも育児休暇を取りやすい雰囲気をつくっていただけるような意識の醸成にはつなげていきたいと思っております。

○委員長（広地紀彰君） 西田委員。

○委員（西田祐子君） やはり、私は男女共同参画などというのは、はっきり言うと絵に描いた餅みたいなもので、具体的な計画がこれとってあるわけではないし、ここの子育て支援課で声を上げていかなければ、白老町の少子化は止まらないのではないだろうかと思っているのです。女性が出産しやすい環境づくりというのは、小泉大臣が育児休暇を取ると言っていましたけれど、そういうところで子育て支援課で出産した方に対して、ご主人はその後育児休暇を取っていますかというアンケートも取って、そのような中で具体的に政策を進めていかない限り、少子化は止まらないだろうと思うものですから、私はここの子育て支援課できちんと対応していただければありがたいと思って質問しました。これについて今後どのように計画されているのか。企業に対しても商工会とか、そのようなところに行っている小さな企業などがあります。そのようなところではそれほど休まれては困ってしまうのです。そうしたら、午前中休むとか、1日のうち何時間か早く帰るとか、何か工夫するような対応をしてもらわなければ変わっていかないのではないかと思いますので、その辺はいかがでしょうか。やはり子育て支援課に声を上げていただきたいと私は思うのです。

○委員長（広地紀彰君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 西田委員がおっしゃるとおり、絵に描いた餅にならないように、制度としてはあるのですが、実際に男性は育児休業を取得するのが難しい職場環境もあるかもしれません。本当に実効性のある制度となるよういろいろな場面で周知活動を行っていきたく思いますし、私たちの課だけではできない部分もいっぱいあると思いますので、いろいろな職場などとも連携してということになりますが、周知活動は図っていきたく思っております。

○委員長（広地紀彰君） 1点だけ私から、子供の人権ということに関わって伺います。子ども憲章を具現化していくべきというのが私の議員としての立場でしたが、第2期白老町子ど

も・子育て支援事業計画がその子供の人権について具現化していく、大きな魂を入れる計画になるのかと思って拝聴していました。

子供や子育てに対しての支援というのは、一貫して取り組まれているのかを感じていました。子育て世代の包括支援センターも開設されて、子供の人権に関わって具体的にはいじめだとかネグレクトを含めた虐待の傾向等々、健康福祉課からも若干のお話もいただいていた。今後子育ての計画の中で、子供の権利ということを記載していますが、実際に白老町の子供の人権擁護に関わった課題や実態をどのように原課として把握されているのか伺います。

渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 今回、新たに子供の人権についての基本目標ということで、新たな項目でつけさせていただきます。本町においての課題は、本町に限らないかもしれませんが、子供の声が、何か悩み、いじめなどを受けたときも、虐待などを受けたときも表に出ないということが一番大きな問題かと思っております。ですから、子供の声を聞く機会、それが一番大事になってくるのかと思いますので、ここに具体的な項目としては法務省で実施している人権相談や具体的な事業名がありますけれども、これに限らずいろいろと子供が悩みを持ったときに相談できる場所、そういうものをつくっていきたい。現状としてあるのですが、それを充実させていくということそれが一番大事かと考えております。

それと、子ども憲章も引き続いておりますけれども、実践発表という形で子ども憲章については年に1回発表する機会があります。子供がいろいろと考えていることなどをせっかく表明できる場でもありますので、そういう機会をなくさないようにと考えています。

○委員長（広地紀彰君） 白老町の宝である子供を守り育てる重要なマスタープランになると思います。今後ともさらなる活躍ご祈念します。

それでは、ほかにないようですので、これをもちまして、第2期白老町子ども・子育て支援事業計画案についての委員会協議会を終了いたします。

暫時、休憩いたします。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 3時59分

○委員長（広地紀彰君） 休憩を閉じ委員会協議会を再開いたします。

次に説明員として農林水産課より富川課長、三上主幹が出席しております。協議会の案件は白老町稼ぐ農業等振興助成事業補助金の創設についての案であります。

では、説明をよろしく願いいたします。

富川農林水産課長。

○農林水産課長（富川英孝君） 最初に、大変お疲れのところ夕刻になりながら、また1件お願いするというのは大変心苦しいのですが、できるだけ手短にご説明をさせていただきましたと思いますのでよろしく願いします。

我々農林水産課より、白老町稼ぐ農業等振興助成事業補助金の創設について（検討案）ということで、今なお、流動的な部分は多分にあるという内容になってございます。そういう中で、この事業の趣旨についてご説明させていただきます。

まず、白老町の農業でいう基幹産業については、紛れもなく畜産業であろうかということがございます。そうした中で、いわゆる農業の支援になりますと個人農家が支援の主たるものになるというのがこれまでの経緯であったかと思えます。零細事業者といった部分に対する支援というのは欠かせない問題ではありますが、一方で、白老牛、ブランドといった部分を考えますと、主な担い手である企業畜産等に対しての設備投資を促すような制度を構想していくことが、長期的に白老町の畜産業の振興、あるいは基盤整備に必要ではないかということを目指いたしまして今回の制度創設案に至っています。

2、事業名及び内容では事業名は白老町稼ぐ農業等振興助成事業となっています。内容については重複いたしますが、主に企業畜産の肥育増頭に向けた設備投資というのを主眼に置いています。町内の農業を営むものが設備投資を行った場合に固定資産税を納めてもらってその相当額を助成するというような形で支援をしていけないかということです。また、畜産の話だけではなく堆肥の利活用などについても、できるだけ幅広く支援の範囲、対象を決めていきたいと考えております。基本的な考え方といたしましては設備投資については固定資産税の課税標準額、1,000万円以上の施設及び設備を対象にしようと考えております。助成額については、年1,000万円以内ということを考えて助成開始から3カ年、こういった立ち上げ支援、経営リスクの軽減ということを目的にやっていきたいと思っています。

その他といたしまして、畜産業担い手対策強化事業では今49歳以下の農業者に対して、担い手があるものに対しては牛舎を建てる場合に1棟当たり200万円の助成、これは現金での助成を行っています。そういった部分の助成を受けた場合は対象外です。これはこれまでの運用の中で個人の後継者がある人は対象になり、企業畜産ですとかで牛舎を新設しようと思ったときに、なかなかそれに対して助成がないということも含めてこの制度の創設に至っています。冒頭に申し上げましたが、実施時期は、まだ制度の整備について少々検討の余地があるかと考えておりますが、今年度中にこのような事業があるということをご各事業者等に周知を行いまして、令和2年中に設備投資が行われて令和3年1月1日現在、課税客体となるような時期に令和3年度の新年度の課税から固定資産税相当分をいただいて、助成するという形で取り組みをしていきたいといったことを考えますと、内々で勝手に進めて令和3年にいきなり出てくるというよりは、こういった委員会協議会を踏まえながら各事業者にも説明をしながら令和3年度に事業としてできますように、令和2年度予算に令和3年度以降の債務負担行為だけ基本的には予算で定める額という形になろうかと思えます。そのような約束事をしながら今年度進めていけないかということと今回のご説明に至りました。

冒頭からお話しておりますが背景には白老牛というブランドを基幹産業としてしっかりブランド化を強力に推進していく必要があるだろうということがございます。今、黒毛和種の生産を

行っている個人農家はあくまで素牛として生産してから 10 カ月くらいで子牛のうちに出荷するのが大きな収入源になってございます。一方、白老牛につながるまでの 3 歳になるときまでとなりますけれども、これは大きくは企業畜産がその任を担っています。2 ページ目は飼養頭数の現状で個人、企業というところの右から 2 段目肥育頭数、個人が 652 頭に対して企業が 3,038 頭、3,690 頭全体で肥育しているうちの 7、8 割は企業畜産が担っています。こういった中で肥育に向けての設備投資を促していきたいというのが一番の課題であります。

今、白老牛といいますか世界的に和牛は非常に需要が高まっています。特に中国の市場に関しましては 2020 年度から 20 年ぶりに中国市場への輸入、日本からいうと輸出が解禁されるというような背景もあります。こういった中で、できるだけ和牛を増やしていくことが求められている状況にもなっています。本日横刷りの資料配らせていただいておりますが、その背景を踏まえて国では日本国内の優良な繁殖牛を増頭するということで全体の牛の量を増やす支援をしています。このことについては白老町では個人農家が多くありますので、その恩恵は個人農家が受けるであろうと。ただ白老牛として肥育をかけるという部分については日本国内の生まれた牛がどこで肥育されるかということに関わっていますので、地域で支援する必要があるかと考えております。できるだけ肥育という部分の実効性を上げていく、あるいは企業畜産の設備投資の意欲を喚起し、また当初の経営リスクを軽減できないかというようなことがあり、今回の事業の検討・説明に至っています。繰り返しになりますが、事業についてはあくまで令和 3 年度予算から予算化してまいりたいと思います。制度については今年度中にしっかりつくり上げて、それに対応する設備投資が行われたならば、速やかに令和 3 年度から助成できる体制をつくってまいりたいと考えております。

少し雑駁な説明になりますが、肥育牛の増頭を主にはしておりますけれども、堆肥を活用したハウス栽培ですとか、それ以外にも鶏舎ですとか、そういった部分もあろうかと思えます。もう少しその辺は考えていく部分があるかと思えますが、第一義にはこういった肥育増頭に向けた取組に対してというのが主たる目的として、このような制度設計をしたところであります。簡単に助成事業のお話についてはこれで説明とさせていただきます。

引き続き、案件としてはないのですが徳寿ファームの事業計画等について、この機会ですから説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○委員長（広地紀彰君） 三上農林水産課主幹。

○農林水産課主幹（三上裕志君） 私から、初めての委員もいらっしゃいますので徳寿ファームの現況と今後の事業計画の部分について説明をさせていただきたいと思えます。

徳寿ファームの会社の概要について、親会社の梨湖フーズ株式会社の子会社として平成 30 年 3 月 26 日に設立されております。所在地は資料に札幌市となっているのですが、確認不足で申し訳ありませんが、昨年 11 月に白老町へ本社機能が移転になっております。資本金は 5,000 万円、代表取締役は高木勉社長で社長は今年 1 月に住民票を森野に移されておまして、何年かぶりの森野の住民となっております。所有地は白老町字森野 13 番地 1 ほか 20 筆の全部で 16 万

平方メートルです。事業概要については、札幌市を中心に焼肉チェーン店「焼肉徳寿」を展開されておりまして、道内 16 店舗、道外 1 店舗、国外 7 店舗、北欧になるのですがされております。その関連会社として、平成 30 年 3 月に設立されております。白老町字森野に土地を取得しまして現在 120 頭規模の牛舎 1 棟、堆肥舎、事務所兼従業員宿舎等を建設しまして昨年 11 月より黒毛和牛の肥育を開始しております。令和 2 年度につきまして 180 頭規模の牛舎を 1 棟増築し、1 棟目と合わせて生後 8 カ月から 10 カ月の素牛を毎月 15 頭ずつ導入しまして、令和 3 年 7 月の初出荷を目指しております。毎月 15 頭ずつの出荷となりまして年間の出荷頭数は 180 頭を予定しております。肥育された牛肉の販売につきましてはグループ会社であります梨湖フーズ、焼肉徳寿等において提供しまして白老牛のブランド確立に努めるとともに、直営のファームレストランを令和 3 年の初出荷に併せてオープンする計画でして、こちらで活用する予定であります。また将来的には繁殖を含めました一貫生産、乳牛の導入による加工品の製造・販売や堆肥を利用した農園についても模索しております。

詳しくは次のページの資料 1 と書いたカラー刷りの絵と合わせて御覧ください。資料 1 の①と書かれている部分が 5 つあるかと思うのですが、こちらが既存でできている部分です。肥育牛舎 1 棟と堆肥舎、事務所兼従業員宿舎、D 型のハウス、それと井戸を掘っております。こちらに関しましては昨年 6 月より工事を開始しまして、昨年 11 月に竣工して、使用開始しております。雇用に関しては現在 2 名の従業員と札幌から月曜日から金曜日、役員の方が来られているという状況であります。整備資金につきましては第 1 期工事に関しましては基本的には借入金額を含めまして全額自己資金という形で整備をされております。ただしホイールローダー等に機械設備に関しましては畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助、通称クラスター事業といたしますけれども、こちらの補助を活用しております。

続きまして、資料 1－②の部分になります。こちらが令和 2 年度に整備する予定の牛舎になります。1 棟目よりも少し大きくて 180 頭の規模の牛舎で合わせて 300 頭の飼養が可能になります。こちらに関しましては 4 月くらいに建築を開始しまして、7 月の竣工を予定しておりますが、今の状況ですと 1 カ月くらい遅れる可能性があります。資金につきましては同じくクラスター事業の施設整備事業の補助金を活用する予定で、現在補助金の獲得に向けた手続きをしているところであります。こちらに関しては令和元年度の補正予算となりますので、現在国会審議中ですが、国会審議が通りましたら手続きが進むものと考えております。

続きまして資料 1－③、ファームレストランです。こちらに関しましてはテラス席を含めて 200 席程度のレストランを計画してございます。竣工予定につきましては補助事業を使いますので、年度末の令和 3 年 3 月の完成を目指しておりますが、営業開始につきましては令和 3 年 7 月を予定しております。初出荷の時期に合わせてグランドオープンしたいということです。整備資金につきましては、農山漁村振興交付金を活用する予定で、こちらに関しましては令和元年度の予算で繰越になりまして令和 2 年度の割当てという形になるようです。

続きまして資料 1－④です。野菜・果実農園ということで牛舎から出てきます堆肥を活用し

た農園をする予定でございます。こちらではイチゴや焼肉で使うニンニク、そういったものを主にレストランで使います。徳寿はどこのお店でもスイーツが豊富にありまして、そちらで使うような果物をつくりたいという計画です。竣工時期、整備資金に関しては現在調整中ということで伺っております。すでに喜茂別町で現在農家をされている方が来てくれるということで、人材の確保はできているということでございます。少々事業時期が早まる可能性はあります。

続きまして資料1-⑤、繁殖・育成牛舎・乳製品加工工場で、こちらにも竣工時期、資金に関しては検討中となっておりますが、雌の乳牛を導入しまして、そちらに受精卵を移植します。黒毛和牛が生まれるわけなのですけれども、その間、乳牛なので生乳が搾れるということ、その生乳を利用した加工施設も一緒に整備するというような、加工したもののチーズとか生クリームを使ってスイーツにしようという構想をお持ちであります。母牛として60頭程度導入する予定でして、黒毛和牛と違って乳牛は排せつ物が多いため、まだ構想段階なのですが、それを利用したバイオマス発電、この中で使う電力をバイオマス発電と発電したもの以外に熱も出るので、その熱を利用してハウスに導入したいということで、まだまだ先の話だと思っておりますがそのような構想もお持ちでございます。

以上で、徳寿の事業計画につきましては説明を終わらせていただきます。

○委員長（広地紀彰君） それでは、各委員から質問等々お受けいたします。ある方は挙手をお願いします。

貳又委員。

○委員（貳又聖規君） 2点確認させてください。徳寿については町が誘致したわけではない。そこが1点です。この場合、町内で畜産業を営まれている個人農家のハレーションみたいなものや、心配されるようなこともあるのかという感じはするのですが、その辺はどのようなお考えですか。

○委員長（広地紀彰君） 富川農林水産課長。

○農林水産課長（富川英孝君） まず徳寿については、誘致というようなことではございません。先方よりいろいろとご相談を受けながら、今年度進出をいただいたという形になっております。

それから、個人農家の関係は、少なからずハレーションがないわけではないのだろうと思います。同じ地域内で同業種ということで、なかなか個人農家が総合観光農園ファームみたいなところまでいけないものですから、ある程度、個人農家は割り切っていらっしゃる部分はあるかと思えます。ただ、この絵の中で、先ほど乳牛に受精卵をつけてというようなことがあって、この絵の⑤、畜産クラスターと書いてあるところの白と黒の乳牛が描かれております。事業としては乳牛ですというの分かるのだけれども、白老は黒毛和牛だから、この絵はイメージ的に対外的には黒毛にしてほしいといった風評的なところを心配しているような意見はこれまでの協議の中ではあります。個人農家の多くは、冒頭の助成金のお話の中でも触れましたけれども、繁殖をして素牛で出すというところが多くございますので、そういった中で徳寿は

自分のところで繁殖を行うまでは市場で買ってくるということになりますので、購買者が増えるということと考えますと、個人農家の経営の安定にもつながるかと思っています。

○委員長（広地紀彰君） 貳又委員。

○委員（貳又聖規君） これは、今回白老町稼ぐ農業の振興助成事業補助金ということですので、国・北海道が推進している稼ぐ農業ということも、独り勝ちではなくて地域の皆さんが潤うような施策展開です。国のお金もうまく引っ張ってこられているようで、経営的にも資金が豊富にあるようなところに対して、かつ、まちがこのようなお金を導入するようなことでいくと、今の町の財政状況を鑑みたときにいかがかという思いはしたのです。その部分で稼ぐ農業の考え方、いかに皆さんに恩恵があるのかというところのお考えを示してください。

○委員長（広地紀彰君） 富川農林水産課長。

○農林水産課長（富川英孝君） なかなか稼ぐ農業というのも、今のはやりの言葉でということもあって、それがピンポイントに的を射た話になっているかどうかというのは、ちょっと違っていただければご勘弁いただきたいと思います。この徳寿の例を取って言いますと、こういった大きな、ある程度名前の知れたところが多角的な経営をされて本町に参入されてくるということは、それが呼び水あるいは波及効果を各農場あるいはレストラン等々にもよい意味での競争は起こるかもしれませんけれども、ウポポイも含めて観光客に対して広く門戸を開く、受け皿をつくるという状況になるのかと思っています。

我々の内部でも話が出たのですが徳寿ありきで考えているのかということでは言われました。徳寿に関しては今年度牛舎（120頭）と事務所とを建ててはいるのですが、これについては今回の該当にはしません。令和2年度に180頭の新規の牛舎については対象になるでしょうということですので。先ほどもお話ししましたが国はスマート農業、あるいは優良繁殖牛の増加、それに対する支援を行うことにしています。町としては、繁殖牛が増えるのは個人農家が恩恵を受けるだろうという一方で、繁殖牛が増えても肥育が増えない限り町のブランド力を推進する体制が整わないと。やはり、このブランドを進めていくためには肥育に対して国や北海道が漏れている部分を町として目がけて支援をしていくことが将来的に稼ぐという部分になっていくと思っています。

それと、説明の中で少し触れたつもりではあったのですが担い手の牛舎の助成金です。1棟当たり200万円と出しています。これについては徳寿などは牛舎を建てるのに1棟8,000万円などとしているのですが、町内の企業畜産、法人経営の牧場などですと牛舎をつくるのに個人とほとんど変わらない1,000万円、2,000万円というお金で建てています。そういった中では、担い手である人は200万円の現金をそのままもらったのですけれども、法人で規模があまり大きくないところについて、どの施策も該当にならないということで、今回の設備投資1,000万円と少し低めに抑えているのは、あくまでそういった法人の牧場についても牛舎を整備したときに何かしら恩恵をとということで、この制度に乗れば固定資産税を納めていただいて、3年間はその分助成金とお返ししますという中で中小の法人の牧場にも支援が行き届くということ

考えこのような制度設計をしています。

稼ぐという言葉でいろいろな接点や波及効果があると思いますが、まずはブランド力を推進して外の消費者に対して市場価格を上げる取組を和牛として白老牛として行き、将来的な稼ぐ環境、基盤整備、体力強化につなげていき今回の制度設計に至ると考えております。

○委員長（広地紀彰君） 西田委員。

○委員（西田祐子君） 今回、1,000万円助成金を出すということなのですが、目標として、白老町としてどの程度考えているのかというのが1点です。というのは、これは何年間で達成するのかというのがこの説明の中では入っていませんし、法人の事業者と言いましたが一体何棟を目指して将来的な数値はどこに持っていらっしゃるのか教えてください。

もう一つ、全く分からないので聞きますが、和牛を乳牛で代理出産させることによって生まれてきた子牛というのはA5クラスなどのきちんとしたものに育つというのはすでに認証されているのだと思うのですが、その辺も教えていただけませんか。

○委員長（広地紀彰君） 富川農林水産課長。

○農林水産課長（富川英孝君） 助成額の年間1,000万円以内というところで、単純にこれは1億円の投資があって、それがそのまま課税標準額になってということで考えましても、実際には我々の税率で考えて170万円ということになります。基本的には、想定している中ではこの3年間で、1年目はあまりないですが、複数年重ねることで複数の事業者が出ることにより想定しているところで最大1,500万円くらいは助成金として出していくことが考えられるかと思っています。

この事業の周期については、投資があった設備については3カ年で考えています。これの効果があってどんどん設備投資をしていくのであれば、これをやめる理由はあまりないかと考えております。そういった制度があって、あまり固定資産税の負担がないということ設備投資が喚起されるならば、今の段階であれば町の産業基盤を整えていく拡大していくという中で有効であると判断できるかと。もし使われる部分が減ってきたときには制度を変えて使われるように考えていかなければならないと思っていますが、今この状況では当初該当するものについて3年間支援していきましようというところで、その部分についての周期についてまではしっかりとは考えていないというか、動きを見て必要性があれば改善をしていきたいという思いでいるということです。

棟数はなかなか具体的な数字は持ってはいないのですが、一番大きいところで言いますと3億円くらい投資をしたいというお話もあります。1棟が大きくなって1億円だったとしたら3棟分とか、徳寿の120頭入るもので7,000、8,000万円ということですので、それを考えますと例えば1億円が3棟ということになれば、500頭くらいは増えるかと思っています。呼び水というか下支えになって投資していただけるとすごくいいかと思っています。

乳牛に受精卵を付けてということなのですが、お腹の中で育てるのはあくまでお腹を借りることなので実際出てくるのは全くの黒毛和牛になるのです。ですから、生まれた後につ

いては素牛として出すのかは、徳寿の考えでいうと当然一貫で肥育までかけます。それは肥育の技術の中で結局は血統のよいものだとか、遺伝子情報のよいものについて受精卵として移植しますので、今の考え方でいえば、しっかりA4、A5という白老牛の条件を満たす和牛として肥育されるのではないかと思っています。

○委員長（広地紀彰君） ほかの委員の方ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（広地紀彰君） これで産業厚生常任委員会協議会を全て終了といたします。

（午後 4時31分）